

家庭支援

I 子どもが保護者の家庭で生活できるように支援

II 親子を分離しないケアの充実

(3) 子ども家庭支援体制の構築

- ① 相談支援体制等の整備に向けた取組
 - i 子育て世代包括支援センターの普及について
 - ii 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について
 - iii 市区町村の支援メニュー（ショートステイ等）の充実について
 - iv 母子生活支援施設の活用について
- ② 児童家庭支援センターの機能強化等について

III 在宅指導

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ① 子ども相談所における人材確保・育成に向けた取組
 - i 児童福祉司（SV含む）、児童心理司、医師又は保健師、弁護士等の配置
 - ii 人材の確保、育成のための計画

一時保護等

IV 一時保護

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ① 一時保護の受け皿の確保
 - 一時保護所の必要定員数、一時保護委託（里親・施設）の確保数
- ② 一時保護の環境整備
 - 「できる限り良好な家庭的環境」の確保
- ③ 一時保護の体制整備
 - 一時保護に関わる職員の専門性の向上、関係機関との連携などの体制整備
- ④ 一時保護児童の権利保障
 - 一時保護時に制限される内容、入所時に権利が侵害された時の解決方法についての年齢に応じた説明、意見表明
 - 第三者機関を活用した一時保護中の子どもの権利保障

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組

- ① 一時保護・措置された子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策についての取組
- ② 代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際に定期的に理由や見通しの説明、子どもからの意見の聴取に関する方策

社会的養護

V 社会的養護

親族・知人による養育

特別養子縁組・普通養子縁組

「家庭における養育環境と同様の養育環境」

里親・ファミリーホーム

「できるかぎり家庭的環境」

地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア

本体施設（ユニット型）

代替養育

家庭養育優先原則

専門的ケアが必要措置児が家庭養育に対して拒否

ケアニーズが非常に高い

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ① 代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
- ③ 施設で養育が必要な子ども数の見込み
 - i 地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア
 - ii 本体施設

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
- ② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み < (4) ②と共通 >

(6) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ① 子ども相談所による養子縁組に関する相談支援体制の構築
- ② 民間あっせん機関に対する支援や連携方策

(7) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ① 施設で養育が必要な子ども数の見込み < (4) ③と共通 >
- ② 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ① 社会的養護自立支援事業、就学者自立生活援助事業について
- ② 自立援助ホームの実施計画、社会的養護の子ども自立支援策の強化のための取組